

6月18日から

貸金業法が大きく変わります

ローン・キャッシングを利用している方

～あなたは大丈夫ですか？～

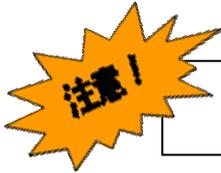
総量規制Q&A

Q. 「きちんと返済してきたのに急に借りられなくなるの？」

⇒A. 「年収の3分の1を超える場合、借入れができなくなります」
「年収を証明する書類を提出していないと、借りられない場合があります」

Q. 「専業主婦(主夫)はどうすればいいの？」

⇒A. 「配偶者の同意が必要です。あわせて配偶者の年収を証明する書類等の提出も必要となります」



ヤミ金融からは絶対借らないで!!!

「返せない」「借りられない」など困ったら、まず、ご相談を！

相談窓口



- ◇ 福岡財務支局（多重債務相談窓口） 092-411-7291
 - ◇ 消費者ホットライン 0570-064-370
 - ◇ 法テラス 0570-078-374
 - ◇ クレジットカウンセリング協会 092-739-8104
- ※ 弁護士会・司法書士会・貸金業協会 等